

## 参 考

## 農用地利用集積等促進計畫

## 第1-1 農地中間管理権の設定及び賃借権又は使用貸借による権利の設定関係

樣式4-2-1

## 1 各筆明細

この書類が送付されたら、右のとおり  
貸し手・借り手それぞれの署名と押印  
をしたうえで、2週間以内に高槻市街  
にぎわい部農林緑政課（高槻市桃園町  
2-1 高槻市役所総合センター9階）ま  
で提出してください。※認印可

農地中間管理機構に権利の設定をする者以外の者で権利の設定をする土地につき所有権その他の使用収益権を有する者（丁）

※(甲)を含め、権利の過半を有する者の同意が必要

# 参考

- (記載注意) (1) この各筆明細は、権利設定の当事者ごとに別葉とする。丙が同一で、甲が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を( )書きで2段書きする。なお、1筆の一部について権利が設定される場合には、○○○m<sup>2</sup>の内○○m<sup>2</sup>と記載し、当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (4) (B) 及び (C) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用貸借による権利」のいずれかを記載する。
- (5) (B) 及び (C) 欄の「内容（土地の利用目的）」は、当該土地の利用目的（例えば、水田として利用、普通畠として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。
- (6) (B) 及び (C) 欄の「存続期間」は、「〇年」と記載する。
- (7) 「借賃」は、当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、利用期間に係る借賃）の額を記載する。
- (8) 「(乙)が(甲)に支払う借賃」は、当該土地が共有地の場合には、特定の者（代表者）を指定することができる。
- (9) 「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法（口座振込等）を記載する。
- (10) (D) 欄は、甲以外の使用収益権を有する者がいないときは記入を要しない（抵当権者の記入は不要）。